

平成 20 年 度 第 2 回

## 八王子市スポーツ振興審議会会議録

日 時 平成 20 年 11 月 14 日 (金) 午後 7 時  
場 所 八王子市役所議会棟 第 5 委員会室

## 第2回スポーツ振興審議会日程

- 1 日 時 平成20年11月14日(金)午後7時
- 2 場 所 八王子市役所議会棟 第5委員会室
- 3 議 題
1. パブリックコメントに寄せられた意見について
  2. 「新体育館整備基本方針・基本計画」のまとめについて  
残されている課題とその検討方法
  3. その他
    - (1) 整備に向けた取り組み状況
    - (2) 市民体育館耐震補強工事の実施時期について
    - (3) 第68回国民体育大会に向けた準備状況について
- 

### 八王子市スポーツ振興審議会委員

市内スポーツ関係	長 田 正 美
	澤 本 則 男
	丸 山 正
学校体育関係	山 口 恵 久
学 識 経 験	浪 越 一 喜
	和 田 喜久夫
公 募	鴨 川 泰 史
	川 井 昂
関係行政機関	菊 谷 文 男
	原 島 一

【午後7時00分開会】

和田会長　それでは定刻となりましたので、ただいまから第2回八王子市スポーツ振興審議会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、10人です。立川委員、小林委員、西澤委員、野口委員、高塚委員からは欠席の連絡がありました。条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本審議会は有効に成立をしております。

進行は、皆様のお手元にあります「平成20年度第2回八王子市スポーツ振興審議会進行表」のとおりです。このとおり進行することに、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長　ありがとうございます。

異議なしと認め、そのように進行させていただきます。

それでは、議題の1番、「新体育館基本方針・基本計画(素案)」に関するパブリックコメントに寄せられた意見についてを議題とします。

事務局、ご報告をお願いいたします。

事務局　別紙の資料をごらんいただきたいと思います。

新体育館整備基本方針・基本計画に対する意見等ということでございます。

パブリックコメントは9件いただきました。一番目が、新体育館については、小規模のものを北側に沿って配置すべき、そのほか、だれでも利用でき、だれにも占用できない運動広場と有料の駐輪場を整備すべきと。これは、第1点目のご意見でございます。

2番目が、体育館建設へ異議がある。もし建設するなら図書館等を含めた複合施設にすべきであるということでございます。

第3、大和田市民センターを利用するが、抽選ではずれる。広い広場がほしい。大和田5丁目の郵政住宅解体撤去後、体育館の建設を願いたい。

4、施設建設は賛成ですが、スポーツをしない、機会のない市民に最高のプログラムを提供すること。管理運営は直営でなく、最も効果的な方法を望む。最も効率的な運営方法を示せ。管理運営についての議論後、再度市民に提示し、意見集約を望む。メインアリーナを中心に施設の賑わいを継続させる方策を示せ。定期的な地域開放や地域料金の設定、開館時間の延長に配慮されたい。敷地内に施設利用者以外の市民も利用できる駐輪場の設置を望む。

5、新体育館の屋上に弓道場設備を建設。市民体育館第5競技場(弓道場)は、地域練習場として残置。市民体育館の改修工事に合わせて、第5競技場の射場を広くし、選手控室・観覧室・巻き藁室を整備。

6、幼児からシニアまで楽しめる多摩市立アクアブルーのようなスイミングプールの設置。設備やマネジメントを考え、全国に誇れるような設備を切望。

7、市内に射撃場がなく不便であるので、設置を望む。10メートル空気銃射撃場。50メートルスモールボアライフル射撃場(スラッグ共)。

8、民間企業の経営感覚を導入し、市民個人のスポーツに対する要求に応えられるプログラ

ムを提供すること。各種プロリーグ戦などの大会誘致の企画・営業をすること。トレーニング室面積300㎡は規模が小さい。

9、観客席3,000人以上。障害者のためのバリアフリーであり、ユニバーサルデザイン。環境対策のエコ体育館。アクセスの配慮と地下駐車場の検討。「プレーする」「観る」「見せる」の整ったマルチ体育館。

この9点がご意見としてございました。今、読み上げましたのは要旨でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。

事務局の報告は終わりました。

皆様のお手元にあります今の別紙1につきましては、個人情報を含んでおりますので、取り扱いについては十分ご留意願いたいと思います。

パブリックコメントに寄せられた意見については、回答を作成の上、ホームページに公開する必要があります。したがって、この審議会ですべて、それぞれの意見について議論をしてみたいと思いますので、ご了承願います。

それでは、別紙1「新体育館整備基本方針・基本計画（素案）に対する意見等」のこの用紙をごらんいただきたいと思います。

1番目の意見についてですが、前段の「規模の小さいもの」というのは、本審議会のこれまでの審議と相反する内容であり、受け入れることはできないと考えますが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

和田会長 よろしいですか。

それでは、異議なしということで同じ考えのようですので、この意見については、「市民ニーズにこたえていくためには、相応の規模の体育館が必要である」との趣旨の回答にしたいと思います。

次に、この1番の後段、「運動広場と有料の駐輪場」という意見についてなのですが、これについて市の考えを確認しなければ検討できないと思いますので、まず、市の見解をお願いしたいと思います。

事務局 運動広場については、ご意見どおりのものが隣接してございます。使用上の注意を守らない使用なども見受けられますが、そのために「誰でも独占できない」というふうなご意見が寄せられたものと思います。

新体育館において、大会・イベント等が開催される際には、スポーツ広場を臨時的な駐輪場に使用することなども検討する必要がありますので、スポーツ広場については、使用方法の見直しも含め、その有効活用について、今後、スポーツ振興審議会の皆様にご検討をいただきたいと考えております。

駐輪場については、建築指導要綱の中で「設置するように努めなければならない」とされて

おり、大店法に関する指針においては、建築面積35平米当たり1台という目安も示されています。

駐輪場は設置しますが、体育館利用者以外の分まで確保できるかという点と難しいかなというふうに、今は考えています。

以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。

ただいまの課長のお話をまとめますと、「運動広場については、ご意見どおりのものが隣接している」ということですが、「今後、本審議会において、なお、その有効な活用方法を考えていく」というのが1点目。次に、「体育館利用者の自転車置き場は整備するが、それ以外の者が利用する駐輪場については難しい」のではないかなというふうな回答になるかと思います。

これについても、1点目については皆様と議論をかわしてまいりました。その広場を有効に活用して、臨時駐車場等にしましょうということになるかと思います。駅前ですから駐輪場というご意見も出てきたのだらうと思いますけれども、体育館の駐輪場を設置するということになるかと思えます。

これについて、皆様方お考えがありましたら、お願いをしたいと思います。

委員 よろしいですか。

グラウンドについてはいいのですよね、このとおりで。駐輪場なのですけど、やっぱり管理責任というのがあるから、だれでも置いていいよというのはなかなか現実には難しい。ただ、だれかが置いていて、それを撤去しろなどということはなかなかできないけれども、基本的にはやっぱり利用する人が置くというのが基本でね。だって、だれでも置いていいよとなったら、その管理をだれが責任持つかというのはわからないので、やっぱり基本的には体育館を利用する人が駐輪場を利用するというのがいいんじゃないでしょうか。

多分、近くの方ですよ、電車で来るというのですから。

委員 同じ意見なのですけど、今ある体育館で前に実際あったことなのですけど、体育館利用者ではない人が市民体育館に車を停めて、体育館の方が注意したら、これは税金でつくっている体育館なのだから、おれが停めて何が悪いのだと。体育館側は、これは今、委員が言われたように、体育施設を利用するための駐車場なのだから、これはお断りしますと言ったらいいのですよね。そうしたら、納得いかないと言って教育長まで会いに行くと言って、騒ぎを起こしたことを私、覚えているわけですよ。今の体育館の中には、体育館の利用でない方はご遠慮くださいということをしっかり明記してありますけれど、そうした人もいるということですが、世の中には、ですから、一般常識で考えて、委員の言うように、施設利用するためにあるのに、地域の者が買い物ついでに来るような場所ではないということは、一般の人はわかるのですが、そうでないレベルの人もいるということも踏まえて、あえてこういう話をしているのですが、そういうきまりというか、そういうものをつくっておいた方がいいのではないですかね。

和田会長 ありがとうございます。

委員 質問ですが、駐車場、あるいは駐輪場は、たとえ施設利用者でも有料にするわけですか。

和田会長 事務局は……。

事務局 その辺も、今後、審議会の中で検討もお願いしたいと思いますが、通常、ちょっと体育館利用者の駐車を有料にするというのは、少し考えにくいかなというところもありますので、駐輪場についてもそうなんですけれどもね。

委員 一般の方は当然有料ですけれども、施設を利用する人は、どこかで判こを押せばただで出られるというような形にして、一般使用をしない人は、私も近くの病院に行っていますけれども、患者さんは3時間まで無料とかあるわけで、あそこはディスカウントショップが近いので、その店を利用する人があそこへ入れて行くそうです。それで、今、こんなシャッターができましたけれども。

そういうことで、使用者はどこかで判こを押せばただと。でも、一般の人は、ちゃんとお金は取りますよと。それは、後の運用の問題ですけれども。

北野駅前に自転車場がありますが、月極めで幾らというのと、私も使いますが一回100円というのがありますよね。あれはスペースがあって、京王線の高架の下にあるので使えますけれども、実際のそういうスペースがなければこれは絶対無理なことですよ。

委員 今の件ですけれども、近くに大型スーパーもありますし、駅前というだけで、今までなかったとすれば、やっぱり体育館ができたことで、あそこら辺に停められるのではないかということが必ずあるのだろうなと思います。

駐車場だと、駅前に停めて電車に乗ってといたらすごく便利ですし、自転車でもちょっと停める、何か運動するふりをすれば停められるのかなという者もいるのだろうなというふうに思いますから、逆にあえて駅前の駐輪場を別途整備するように、スポーツ振興課の問題ではないのですけれども、それをつくる上で、逆に自転車で駅前にという、そういう駐輪場の整備をあわせてやっていく。だから、体育館としてはできないけれどもというのであれば、例えば本当に東側の通りに面したところを駐輪場として整備して、そのかわり管理をするのはまた別のところが管理するにしても、体育館としてはつくらないけれども、体育館ができることによって人の動きが変わってきますから、そういう意味では別途駐輪場の設置というのを合わせて検討されたらどうかなというふうに思います。

事務局 今のご意見ですが、やはりそういう部分で、駐輪場というのは駅前ということで必要な部分はあると思います。その辺を、やはり審議会の意見としてどうあるべきかということを一いつ出していただくのと、今後やはり駅前ということの整備の中で、スポーツ振興課だけではなくて、市としてどういうふうに整備していくかということはあるかと思います。

委員 それ実際、そういう土地はあるのですか。

事務局 土地は、体育館の周りのところをどういうふうにしていくのかということも含めて、考えていくこともできなくはないかなと思っています。

ただ、それで体育館がどうなるかということもありますからね。そういうところは、今後や

はりきちんと検討しなければいけない部分なのですが、用地としては、体育館をつくるときに当たって、そういうことも考慮できるものかもしれないということですね。

委員 私、ときどき話を聞くのですけれども、スーパーに置いておいて、ちょっとどこかに行っちゃうなんていうのは、悪いと思っていないみたいなんですね。それは反則じゃないのと言っても、そう思っていないような人が多いのですよ。

だから多分、置いてどこかへ行っちゃうという可能性は、ものすごく高いと思いますよ。

事務局 そういう部分も確かに。仮に朝置いて、仕事に行って、帰りに体育館を使って自転車に乗って帰るというようなことも当然想定されると思うのですよね。ある程度やはり、体育館の利用という部分では、考えなくてはいけないと思うのですね。

ただ、先ほど、皆さんのご意見もありましたけれども、管理という部分では、やはり何かきちんとしたものを決めていかなければ、それは構わず置いて、置き放しになった自転車になるということもありますから、考えていかなければいけないと思っています。

委員 一つの案として、自転車はまあ論外だとしても、車の場合ね。さっき、あちらの委員さんが言ったように、お金をある程度取れば増収にもなることだし、ただ、飽和状態になっちゃって、実際使いたい人が使えなくて、買い物に来たり、どこかに勤めた人が全部使っちゃってということもあり得るので、いち返しで。確かに案とすれば、私なんか、今ある体育館の前のファミリーレストランの西側、何であれ有料にしないのかなと思っているぐらいなのです。夜も開いているし。夜なんかまちの人に貸しちゃうとかね。有効利用で増収になるなど思ったことはあるのですけれど、そういう意見も昔出したことがあるのですよ。今現在の体育館の、前の駐車場がもったいないから。ということもあるので、これは慎重に考えないと、簡単にきょう一日できっちり出るような答えじゃないのではないですか。

和田会長 ありがとうございます。

皆様方から意見をいただきましたけれども、運動広場の活用につきましては、「今後、審議会において検討する」という回答にさせていただきたいと思います。

さらに駐輪場につきましては、これについても、「慎重に審議会の方で検討、それぞれの市民の声も聞きながら、その範囲の中で対応すべきである」というようなところで回答とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長 ありがとうございます。

それでは、意見の2番にまいります。

「図書館等を含めた複合施設」との意見が出ておりますけれども、複合施設にして、本審議会が考えた新体育館の機能を確保できるのかどうかというところを、まず、市の見解をお願いしたいと思います。

事務局 建設予定地は、建ぺい率60%、容積率200%ということで、現在の計画では、建ぺい率はいっぱいでございます。容積率についても、体育館は天井が高いものですから、ほぼいっぱいの状況でございます。

このため、複合施設にするならば、体育館の規模を縮小するというようなことが必要となります。併設する施設も規模が小さいものになってしまいますので、市民に満足してもらえない施設になってしまう可能性が非常に高いと考えています。

以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。

もともと、この審議会、スタートのときからも複合施設というところは、今、事務局のお話にありましたように、それを付帯することによって規模が小さくなってしまったり、維持管理にも非常にお金がかかったりということもありますので、考えないようにしてきたというのが多分経緯だと思いますので、これについては「できません」という回答にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長 異議なしと認めます。

委員 図書館というのはいないのですか。近くに図書館。

事務局 図書館は、地区の市民センターの図書館というのには近くにありますが、中央図書館は西八王子の方になってしまいますが、浅川地区には図書館というのはいないのですね。

和田会長 やはり、ないものは欲しくなってくるということだと思います。

それでは、3番目にまいります。「広い場所が欲しい。大和田の」というのがありますが、ここは取り壊しになる予定が決まりました。今、住んでいる者も、順次出て行くということになっておりますけれども、ただ、これにつきましては、市がどうのこうのというお話ではない部分だと思います。あそこについては、日本郵政株式会社がこれからの運用について考えるところだと思いますので、これにつきましては、私と事務局で調整をさせていただいて、回答を作成したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長 ありがとうございます。

異議なしと認め、進行したいと思います。

次に4番目ですが、項目が多いので分けます。

まず、上から二つの丸印、「スポーツをしない、機会のない市民に最高のプログラムを提供すること。管理運営は直営ではなく、最も効果的な方法を望む。最も効率的な運営方法を示せ。管理運営についての議論後、再度市民に提示し、意見集約を望む。」との部分ですが、そもそも、今回のパブリックコメントには、運営面は提示していません。皆様もお手元にあると思いますが、運営については、今後検討となっていたと思いますので、まずはここでまた、市の意見をお聞かせいただきたいと思います。

事務局 プログラムについては、必ずしも民間が最高であるとは言い切れない部分もあると思います。現在の市民体育館においても、「スポーツ民謡」のような大変人気の事業もございません。また、運営方法については、整備手法と綿密に関連いたします。直営なのか、指定管理者制度を取り入れるのか、あるいはPFIかとか、整備手法によって運営形態も変化いたします

ので、各整備手法のメリット・デメリットを比較検討して、最も効率的なものを選択したいと考えております。

いずれにしても、官民の協働の中で最高のプログラムを提供し、最も効率的な運営をしていくべきであろうと考えております。

整備手法については、本審議会には諮問されておりませんが、運営については、皆様のご意見を伺って、その基本ラインをつくってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。

今の事務局の話の中を少しまとめさせていただきますと、一つ目としては、「最高のプログラムの提供は、官民協働の中で努力をしていく」。官というのは役所になろうと思います。民は、当然それぞれのスポーツ団体であったり、民間のいろいろなクラブであったりというところの協働の中で努力をしていく。

二つ目が、「最も効率的な運営管理については、市が整備手法と合わせて検討をしていく」。

三つ目、「運営の基本については、本審議会においてガイドラインを検討していく」ということになろうかと思いますが、そのような趣旨の回答でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長 ありがとうございます。

ご異議なしと認め、次に進みます。

真ん中の丸印、三つ目になりますが、「メインアリーナを中心とした施設の賑わい」というところですけども、これについて、市のお考え、またお願いをいたします。

事務局、お願いします。

事務局 メインアリーナの使い方については、既存各施設との関係の中で、各施設の使用基準を定めることが最重要課題であると考えております。また、平日昼間の使用についても、非常に重要な課題の一つとなりますので、今後、これらの点について、本審議会に検討をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきましては、「本審議会において検討をしていく」という回答でよろしいでしょうか。

委員 施設の賑わいの継続というところですが、本当に体育館を利用するという人の考えではないのではないかとということが一つと、それから、これは地域料金を設定してということは、地元優先のことでやれということで、利益的なものが見え隠れするわけですけども、その辺は共存共栄でうまくやられたらいいと思いますけれども。

和田会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございませんか。なければ次に、下の二つの丸印にいきます。

一番下の駐輪場については、先ほど検討課題ということで済んでおります。

下から2番目、「定期的な地域開放や地域料金の設定、開館」、まあ、閉館も含まれると思います、「開閉館時間の延長」という部分のみとします。

これについて、市のお考えをお願いします。

事務局 新体育館には地域交流スペースを持たせることになっていますので、定期的なというのは別にして、各地域に開放する方向も皆さんにご検討いただきたいと思います。

この意見は、狭間地域のみ有利にというようにも読めますが、公平性の観点から、特定地域に限定した開放はできないと考えております。

また、本市の市民と他市の市民との間で料金格差を設けることについては、今後皆様方にご検討いただきたいと思います。本市の市民の間に格差を設けることはできないというふうに考えております。

また、開館時間・利用時間についても、今後皆様方のご意見を聞きながら考えてまいりたいと思いますが、市民の間で利用時間に差を設けることは好ましくない。何か正当な理由でもない限り難しいと考えております。

以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。

この4番について、結局すべて今後、この我々が検討していくものであるということですので、また、小委員会等の話も出るかと思いますが、皆様にご了承願いたいと思います。

次に、5番、6番、7番について検討したいと思います。

これからの意見は我々の示した案では不十分、施設を付して足してほしいというものなので、3件一括で議論を願いたいと思います。

まず、ご意見があればお願いしたいと思います。

澤本副会長 私は、委員としての立場と、もう一つは体育協会の代表という立場で、なかなか話しにくいことなのですが、体育協会36団体の要望を一括して、皆さんに審議していただき、よそのものと一緒に審議していただいた上で、結論がもう出ているのですね、一回はね。もう一回ということは、私としても大変言いにくいのですけれど、加盟団体の弓道やライフルとすると切実というか大切なことなので再度、話が出てきたということなのです。

今までの経緯ですと、私たち武道団体は、武道館をつくらしてほしいと。これはもうかなり前から要望がありまして、これを市がある程度汲み入れて、事務局案として出てきたのは、私覚えているのですが、その当初を思い出しますと、私たち幾ら武道館関係がやりたくても、56万の人口で体育館が二つ目でまだ足りないとは私は見えていますので、このところを自分たちが武道館として使うのはいかなものかということで、私は意見を出して、多目的に皆さんが上手に使った方がいいのではないですかというふうに申し上げたつもりです。でも、私たちは本当は本望ではないのです。ただ、使えるのだからいいじゃないかと。武道館でなくたって、みんなで共通で使えばいいということで、私は妥協したのですが、弓とかライフルというのは、どうしても使うことができないということで、もう一回、再度こういう要望が出たというふう

には見えています、屋上等で余りお金のかからないような形で影響がなければ再考してもらいたいかななどというふうに、私は、今のこの発言は体育協会の会長としての意見で、委員としての意見はふさわしくないと思うのですが、ひとつこの辺を審議していただきたいと思っています。

事務局 新体育館については、限られた財源の中で、できるだけ多くの利用者に利用していただけるようなものをということで考えております。本審議会の委員の皆様にも、その点を含みにご議論いただいております。

体育館そのものが不足している以上、さまざまな用途に使用できる施設、設備を優先せざるを得ないというふうに考えています。

弓道場やライフル場というものは、他の用途にはなかなか使用できないということがあります。ですから、新体育館に設置することは難しいのではないかなというふうに考えております。

また、プールについても、建設費も維持費も非常に多くかかる施設でございます。かなり高額な利用料金を設定しなければ、成り立たないというふうなことも考えられますので、ここではプールについても困難ですというふうに考えております。

以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。

澤本副会長 武道館が多目的室になったのはお金の問題だとは思いますが、どこかの意見でもありますけれど、まだ何か郵政のところには体育館をつくってくださいとか、一般からも出ているように、この二つではまだまだ足りないというのが私たちの要望でございます、とりあえずこれは一回こういう形で要望はしますが、例えば甲の原体育館の隣に何か少年鑑別所ですか、あれがなくなっちゃったりしますよね。

委員 婦人補導院。

澤本副会長 婦人補導院かな。少年鑑別所もあるのですよね、一緒に。ああいうところを上手にうまく利用してもらってとかいう夢は持っていますので。

どうぞよろしく願いいたします。

委員 将来的にはやっぱりプールですよ。プールがないというのね、ちょっと珍しい。まあ、金がかかるからどうしようもないのだけれども、やっぱり将来的には競技ができるようなプールが欲しいのは事実なんだ。

ただ、全部つくるといふわけにはいかないから。順位として、これはアリーナをつくるということだったので、これは今回は何とか勘弁していただいて、順次、将来的には考えたいということではないかと思うんです。

私も必要だと思いますよ、確かに。

和田会長 やはり、一遍にいろんなことを考えると大変なお金になる。予算のことで。逆に、我々が一遍にたくさん要望しちゃうと、すべてが通らないという部分も出てきてしまうかと思えます。

また、先ほどの弓道についても、屋上というふうなお話もありますけれども、もし、そうい

う建設段階で建設費が見えてきて、屋上に本当に安い単価でできるというようなことがわかれば、またその時点で再考するなんてこともできるのではないかと思いますので、いきなりだめというのではなくて、これからの課題にさせていただきたいというふうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

澤本副会長 私たちは、それは願ったりなので、ぜひ、工面がつかましたら屋上にでもひとつつくっていただくと。それがだめなら、また次の機会に違う場所に設けていただきたいというのは、武道団体としてはそういう要望でございます。

再度、しつこいようですが、やっぱり武道館は長年の夢だったわけですね。もう、何十年も前から言っていたわけですが、多目的ということで一步譲ったわけですから、どうぞその辺もお含みおきをお願いしたいと思います。

和田会長 ありがとうございます。

「全国に誇れる施設」という部分が残っていますので、さらに事務局の方からご説明があればお願いしたいと思います。

事務局 本審議会で作成した基本方針・基本計画どおりに建設できれば、自ずと「全国に誇れる施設」になると考えております。

和田会長 ありがとうございます。

それでは、この「全国に誇れる施設」というところについては、この審議会で建設をするというふうに皆さんの意見が一緒になっておりますので、事務局の今の説明のとおりにお返事をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長 ありがとうございます。

次に、8番のうち上2つの丸、「民間の経営感覚、個人向けプログラムの提供」、「プロリーグなどの企画・営業」という部分について議題とします。

経営については本審議会で諮問されていませんので、市の考えをお願いをしたいと思います。

事務局 プロリーグということですね。

和田会長 運営について、経営について。

事務局 新体育館の運営については、指定管理者の指定やPFI手法の導入など、民間との協働を視野に入れた検討をしています。メインアリーナは『「見る」「見せる」スポーツを支える』体育館なので、民間との協働の中でプロリーグの企画・営業なども考えていく必要があると思います。

和田会長 ありがとうございます。

以前からお話がありましたけれども、指定管理者とか、それからPFI手法とか、さらにメインアリーナについては「見る」「見せる」スポーツを支える」というご意見が出た体育館ということでございますので、当然、プロリーグの招致等も必要であるのではないかなという内容を含めた事務局のご意見だったのではないかと推察しますが。

事務局 さっきのPFIとか、そういう手法のこともありますが、やはりメインアリーナは、

今、会長の方でお話になりました「見る」「見せる」そういうふうな「スポーツを支える」というふうなことができる体育館なので、民間との協働の中でそういうプロリーグであるとか、ほかのそういう企画部分を考えていくというふうな必要があるのではないかというふうには思っております。

以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。

今のご説明のような回答でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長 よろしいですか。

それでは、異議なしということで、次に、一番下、「トレーニング室の規模が小さい」という部分ですが、本審議会の議論の中では、少しでも競技場を大きくするためには、この程度が限界、図面を何度も書き直していただいて、あの広さにしたという経緯があります。また、トレーニング室は小さなものが複数、例えば現在の市民体育館にあり、新体育館にありというような形態で、二つあれば、さらに三つあればというふうに、1カ所に大きなものでもなくていいというようなご意見があったと思います。

その経緯を踏まえまして、市としてはもっと大きな面積をとるという思いもあったようなので、市の説明を、またさらにお願いをしたいと思います。

事務局 トレーニング室の面積については、ラウンジなど交流スペースという中で詳細に今、設計していく中で決定されるものであるというふうに考えています。

現在の300平米というものは、公共の体育館の場合には、一般的には200平米ぐらいでございますので、公共体育館としては広いかなというふうには考えております。

和田会長 ありがとうございます。

委員 どういう順番でしゃべったらいいのかわかりませんが、トレーニングルーム300というところで、変な話ですけれども、直営で市がある程度運営をしながらという中では、ちょっと大きくて妥当な広さなのかなというふうにも思いますし、今、会長がおっしゃったように、3カ所もあれば分散されていて妥当だろうと。

さっきのお話の中でPFI、あるいは指定管理者という話が出てくるのですけれども、そうすると、受託した団体が運営していくときに、本当にこの規模で採算がとれるのかという。

だから、逆に民間が導入されるとなれば、300では運営できませんと。こういう小さい規模では無理ですという。だから、その辺で運営手法との関わりの中で、この設計図面が多少変わらざるを得ないのではないかなという。

何となく、すみません、僕は感覚として直営的なところでずっと話をして、考えを持って皆さんと一緒に決めてきたのですけれども、きょうのお話だと、要所要所にPFIと指定管理者が出てくるので、そうすると民間が運営するとなったときに、この体育館で本当に採算が取れるという変ですけれども、少なからず運営をしたいと手を挙げて、この規模で、例えばトレーニングルームとかで手を挙げてくれるのかなという、ちょっと心配もあります。

事務局 今のご意見のことをございますけれども、P F Iの手法に決まったとしますと、やはりそういう提案というものが出てくるというふうに考えております。

市の方の考えとしては、この300平米という形で、以前にも図面でお示ししましたけれども、そういうようなレイアウトというのでしょうか、そういう中で最低300平米というものを書いたものでございますので、その中で、先ほど申し上げました「地域交流スペース」というものの中で、もっといい提案が出てくれば、それは民間の活力のひとつの見せどころというのでしょうか、そういうところもあるのではないかとというふうに思っておりますが、今後、そういうふうな提案が出ればうれしいなというふうに思っております。

以上でございます。

委員 今、委員さんが言ったのは、その採算というところをベースに考えているのですかね。私は、全体の中で、ある一部分はちょっと不満であっても、総体的に採算が合うのかどうかという計算をしてくるのではないかと思いますし、もう一つは、この広さというのは、多目的室とのバランスでこうなったというふうに、私は覚えていますけれど、じゃあ、ここを大きくしたら、多目的室の方からは、今度は不満が出るのではないかと。使い方によっては、使えないから使わないという、人数が減るということも、採算が下がるということも考えられるので、私は個人的にはこれがベストだと思っています。

委員 運営する側としての意見が出てきたときにどうなのかと。使う側というのですか、我々の利用者からの意見が反映されてこういう図面になったわけじゃないですか。ところが、この図面で例えば建設費の何億かを、その中で採算が取れるように業者が考えたとすれば、このトレーニングルームの規模ではちょっと困ると。

変な話ですけど、どこで採算というか、どこで収入を得るかという、トレーニングルームで上げるというのが一番計算しやすいし、いけると思うのですよ。だから、ただアリーナを任せ、ここで稼げなさいと言われても、これは結構厳しいものが正直あるのではないかと。だから、抱き合わせの中でトレーニングルームで何人来てとか、あるいは例えば指定管理者で民間のフィットネスクラブ関係が来れば、やはりフィットネスクラブでやっているような会員価格よりちょっと安いぐらいで、何か行ったらフィットネスクラブになっているという。市民はどこへ入ればいいのかということをしていかないと、向こうは、資金を出してくれる企業にとってのメリットが見えてこないで、その釣り合いを考えていくと、今の一例ではトレーニングルームはこれだとちょっとどうなのかなと。実際に手を挙げるかどうか、あるいは挙げた企業があれば、少ないですよ、いや足りませんとおっしゃるかもしれませんが、何かそんな感じがしたので、ちょっと発言をしました。

委員 この面積は小さいということは、この方はどういうことでおっしゃっているかわかりませんが、今、事務局がおっしゃったように普通だと思います。

それで、トレーニングは団体でやられるわけではなく、多分個人でやられるわけで、一日じゅうやるわけではないので、せいぜい1時間か2時間で交代されるわけですから、私はこれでいいと思いますし、それでその運営はよくわかりませんが、私が知っている範囲では、近くの

法政大学とか日本女子体育大にもトレーニングセンターはありますが、そこにはトレーナーの資格を持った人が一人いて、それで管理運営をして、質問があればやり方を指導するというところで、民間のフィットネスクラブのようにいろいろな機材を置いて、そしてそこには専属のトレーナーがいてやるということになると、ちょっと何かそういう運営は困難かと思えますけれども、やり方によってはパートタイマーでも、ただ管理するだけならいけるかなという気がしますけれども。その辺はまた、やり方はいろいろありますので。

だから、トレーニングルームだけとしては、この面積が小さいとおっしゃるのはちょっといかがなのかと思えますけれども。

和田会長　ほかにございませんか。

委員　今の件なのですけれども、どうなるかはわからないのですけれども、使う側から言うと、トレーニングルームは分散型、つまり地域型にというふうに考えたわけですね。要するに、新体育館を利用するのは、あの地域、地域と言ってもかなり広いのですけれども、八王子市の西側の人たちが主に利用する場所にしよう。こちらの体育館は、この中央部の人利用するように、中心的にね。そういうふうに考えて。

だから、トータルでは結構広いのですけれども、先ほど委員がおっしゃるように、これを経営で考えると、確かに恐らくいろんな要求が出てくるとは思います。その辺の、じゃあどの辺で手を打つかというのがきっと出てくるとは思いますけれども、実は東京体育館をよく知っているのですけれども、東京体育館は前は行政が直接経営をしていましたけれど、今、あそこは指定管理者制度になりましたね。とにかく、全く様相が変わりました。事務室が、かなりいいところに事務室があったのですよ。広い事務室が。それを全部つぶして、もうお金を取れるところに変えてしまいました。事務室は倉庫を改良して、窓のないようなところへ事務室を持って行って。とにかく金の取れるものは全部金を取ろうというふうになりました。使いにくくなった面はたくさんあるのですけれども、ただ、よくなったのは夜中の11時まで営業している。これはよくなりましたね。

だから、その辺はやっぱり、どういう手法でやるかによって、今のような意見が多分出てくる可能性はあると思うので、多少、バランスで、多目的ホールとの攻め合いがありますから、なかなか広げるのは難しいのだけれども、多少の融通は、そのどういう手法によるかによって考えてあげなければいけないかもしれないですよ。

一応、市民の使う側からいったら、分散型ですから、これでいけるのではないかというふうに思っています。

和田会長　ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、回答ということになりますけれども、トレーニング室については、運営手法等によって変わってきますけれども、回答としては、「今後の設計の中で決まっていくもの」と回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長 ありがとうございます。

それでは最後、9番となりますが、5つあります。5つある中で上から4番目以外は、ほとんど本審議会において議論してきたものなので、私の方から皆様に確認し、最後の4番目の「アクセス・地下駐車場」について、市の見解を伺いたいと思います。

事務局 アクセスの配慮ということですが、それをしませんが警察協議が整いませんので、建設用地を囲む道路の整備について、今後検討してまいります。

駐車場については、通常時と、先ほど言いましたイベント時、必要な面積が大きく異なると思いますので、イベント開催時の駐車場の確保について、皆様のご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。

つまり、これについても、「今後本審議会でも検討する」というような回答になるかと思えます。ほかの丸については、1番の「3,000人以上」とありますけれども、審議会では「2,000人以上」となっています。

バリアフリーですが、これについても各委員から折に触れて発言がありました。法的にもそうしなければならないと考えております。

それから、「プレーする」「見る」「見せる」マルチ体育館」というのは、今回の素案に示してある事項でございます。

したがって、この1番から9番まで、かなりのというよりも逆に少ないかなと思ったのですが、もっとももっといろんな、やめろというようなところまであるかと思ったのですが、9件について、きょう、皆様からのご意見等を踏まえまして、本件の回答については、またさらに文面にしたものを、打ち合わせてはいなかったのですが、正・副会長において取りまとめて、確認をいただいた上、市のホームページに公表したいと思いますが、ご一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長 ありがとうございます。

異議なしと認め、そのように決定したいと思います。

9項目だけというのは、やはり、我々小委員会が中心となって、これだけのボリュームができたのが、説得力があったのかなというふうにも感じております。

---

和田会長 次に、本日の進行表の議題の2番、「新体育館整備基本方針・基本計画」のまとめについて」を議題にしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 新体育館の基本方針・基本計画につきましては、素案を公表しまして、パブリックコメントを実施したところでありますが、これは、中間のまとめにとどまっております。

基本方針・基本計画をまとめるに当たって、残されている課題を整理いたしまして、現在の素案に追加する必要があります。そこで、再度、小委員会においてご審議いただき、最終案を完成させたいと考えています。

残されている問題につきましては、別紙の2のとおりでございます。よろしく申し上げます。  
和田会長 別紙2を少し読んでいただいて、確認をお願いします。

事務局 それでは、別紙2をごらんください。

「残されている課題」でございますが、1番目としまして、スポーツ広場の活用でございます。広場の機能を残しつつ、大規模な大会・イベント時に、臨時の駐車場として使用する方法。

番目として、現在、スポーツ広場を使用している個人・団体との共存。番目として、を実現するための広場使用のルールづくり。番目としましては、臨時駐車場とするための整備。これは1番でございます。

2番目の課題としましては、既存施設を含めた使用基準。既存施設を含めた屋内運動施設使用基準づくりというものがございます。番としましては、優先順位。土・日・休日と平日の使用目的による順位づけ。番としまして、メイン・サブ・現市民体育館の振り分け基準。番目としまして、多目的室・現市民体育第2から第4競技場・市民センター・学校体育館との住み分け。番、基準を運用する主体。番、平日の利用の確保。番、八王子市民と他の市民との格差づけ。

3番目、その他としまして、駐輪場など、今回のパブリックコメントの課題の整理などということでございます。

以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。

今、事務局から「残されている課題(主なもの)」というご説明がありましたが、器ができて、1番は広場の方になりますけれども、2番については、器ができてこれが定まらないことには生きてこない、使えないということになりますので、さらに、こういうことが早く決まらなないと、例えばゴーが出ないという部分も出てこようかと思えます。

したがいまして、今、事務局からありましたように、再度、小委員会において審議を進めるとのことですけれども、皆さん、ご異議はありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

和田会長 ありがとうございます。

異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

小委員会の日程につきましては、本審議会終了後、小委員会委員の皆さんにお残りいただいて決定したいと思います。

これは、前回の小委員会の組織そのままをお願いをしたいと思います。

これが早まらなないと、本当にずるずる行っちゃうと思えますので、ぜひ、かつかつとどンドンやっていかないといけないなと思っております。

---

和田会長 それでは、議題の3番、その他の議題とします。

まず、「(1)新体育館整備に向けた取り組み状況について」、報告お願いいたします。

事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、進捗状況をご説明いたします。

まず、開発行為に必要な手続の一つであります、土地の履歴調査については終了いたしました。12月からは土地の地質調査を開始いたします。

また、年が明ければ、できるだけ早いうちにPFI事業の導入可能性調査を実施したいと考えております。

21年度には早々に、土地の現況測量を開始する方向で予算要求をしております。

以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。

報告は終わりましたが、皆様からご意見等がありましたら、お伺いしたいと思います。ご質問等、お願いします。

(なしの声あり)

和田会長 よろしいですか。発言がなければ、先に進みます。

次に「(2)市民体育館耐震補強等工事の実施時期について」報告お願いします。

事務局、お願いします。

事務局 それでは、かねてから継続案件として審議していただいております市民体育館の耐震補強等工事についてでございますが、このほど、新体育館の整備について一定のめどが示されたということで、これに伴い、お手元に資料のとおり、工事の時期について進めさせていただきたいと思っております。

具体的には、平成23年度に耐震補強の基本設計委託、24年度にその実施設計委託、25年度に改修工事の施工という形を考えております。

その理由でございます。

平成18年3月に耐震補強の調査の結果が出まして、20年度以降、その実施計画の計上に向け、関係団体・部署との調整、代替施設の調査・受け入れ等を検討してきましたが、調査の結果、代替施設の確保は非常に難しいという状況と、それから今申し上げましたように、新体育館につきましても、ある一定のめどは立ったということで、今回はこびとさせていただくものでございます。

和田会長 報告は終わりましたが、ご質問等がありましたらお願いします。

委員 1の(3)のところなのですが、工事期間が平成25年ですよ。6月から26年の2月の9カ月と書いてありますね。前の話のときには、主競技場のところは6カ月かかって、各競技場については3カ月で仕上げたいというようなことを、私は覚えていますけれど、この辺は、新体育館ができたのでこういうふうにするのか、さっき言った、住み分けがしてありますので、向こうの体育館は大会と個人を利用するのが目的で、こちらの今ある体育館は団体利

用を主体とした体育館というふうに私は記憶していますが、その団体利用の人たちも、9カ月も止められると団体機能が停止しますが、この辺はどんなふうを考えておられるんですか。

事務局 工事期間中については、基本的には閉鎖しようと思っております。それで、例えば当初の考えは、たしか主競技場の方が工事をしていても、2競、3競については使える状況であれば使っていくという方法だったと思うのです。そういう形であれば、確かにその期間については短縮されたというふうにはなると思うのですが、基本的にはやはり工事期間中については一切、中に入れないというふうを考えております。

そういうことでありますので、6カ月と3カ月を足した9カ月間については使えないという状況を考えています。これは、利用者の安全のために、こういう形がよろしいかと考えております。

事務局 今、委員が言われましたとおり、住み分けを考えております。それについては、このスポーツ振興審議会の方で検討いただくわけですけれども、住み分けをしたといたしましても、当然この新体育館ができてからということになります。古い体育館が改修工事の間、当然、住み分けをしても特例で配慮していく。箱ができますので、特例で配慮していく。そういう運営になると思います。

委員 特例配慮といいますが、具体的にどんなふうなことを考えていますか。

事務局 特例配慮と、表現が悪くて申しわけございませんが、箱ができるわけですから、古い箱が使えない場合に、当然、新体育館の方で受け入れると。個人利用・団体利用の枠にとらわれずに、そういう形で需要を賄っていく、そういう配慮をするということになると思います。

委員 2つあるのですが、1つは事務局が言われた、安全上の配慮と今言いましたよね。前回言われたときには、安全上の配慮がなかったということになりますね。そういうふうに私は、3カ月間はこちらの多目的室は使えますよ、アリーナは別工事になりますからというふうに言ったはずですが。あのときは周りに何もなかった、代替施設がないということで、そういう答弁だと思うのですが、安全という面からいったら、施設があろうとなかろうと、それは関係ないのではないですかね。

前回言って、安全だからそういう答えが出たはずなので、今回安全でないから9カ月閉めちゃうというのは、ちょっと私は理屈に合わないと思います。

事務局 先ほど私が言いましたのは、工事期間中については、もう一切合財その中に入れられない状況にしておかないと、やはりそれ自体の管理も必要になります。それで、その期間、じゃあ、職員はいるのかという話も必要になってきまして、例えば職員を一部使う状況でも職員を配置するというのも、ちょっとそういった効率的な部分もございまして、安全というのは、やはり一部の工事がある以上は、やはりどうしても騒音や振動等の問題も当然出てくるかもしれないし、中に業者さんも入ります。

ですので、本当に100%安全という形になるかどうかわかりませんが、それを確保するためには、やはり工事期間中については、どちらの競技場も入れないという形の方が、私は望ましいのかなというふうに考えております。

委員　ですから、あれなのです。同時に説明はされないし、なかなかそれは難しいのでしょうけれども、この工事の時期を見ますと、これは平成24年度中には何とか新体育館ができるだろうと。新体育館ができたら、とりあえずはそちらで使っていただいて、25年度にこっこの改修工事をしようという、どうも考えのようです。

だから、そうなったら、その期間中は新体育館をうまく使って、その方が確かに安全なことは安全です、確かに。工事もうりいし。ですから、そういう配慮でこういうふうになったのではないかなというふうに察するのですが、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

事務局　そのとおりでございます。

委員　それは理論上はそうですけど、私が期待していたのは、やはり前のとおり工事をするしないに係らず、それからあのときの話は市民センターを使ったり大学を使って、何とか補強をするということを前提に何とか9カ月で皆さん承知してくださいよと。ただし、3カ月間は、各競技場は一応何とかしますよということができるということを前提に話をしているはずですから。それが今になって急にこれは、理論上は確かに、体育館ができたのだから、お前さんたちはこっちへ行きなさいよと言うけれど、そこは前の話とちょっと違うなと思います。

事務局　確かに、ほかの代替施設ということも考えました。しかし、現実にはなかなか大学もその他の施設も結構、使われていまして、現実には難しいという中で、狭間にもし新体育館ができれば、ちょっと遠くなりますけれども、そこはご理解いただいて、改修工事をスムーズに終了させて、それから、今の市民体育館の方を使っていただくようお願いしたいと思っております。

委員　9カ月は長いですからね。大人は我慢できてもね。この間言ったように、子どもを育成していますから、そういった関係でその期間、練習ができなくなる子どもたちがあっては大変だなと。

あそこは、柔道や空手やいろいろな子どもの体操とかいろいろやっていますよね。今、スポーツというのは、ご存じのように高年齢もしますけれど、大体低年齢化していますから、今、ジュニア育成ということで大分力を入れているわけですね。その場所が9カ月とまるということは、ジュニア育成の面では非常に影響があるというふうに、私は思っています。

国や都は、ジュニア育成ましてや、補助金が東京都から年間250万も出してジュニア育成してくださいよと。来年はもっと出るのではないかなというような、どんどん国体を目指してジュニア育成をしているわけですから、そういう観点からいくと、大人はこれを理解できますけれど、子どもを持つ親からはこれは理解できません。

事務局　今、委員からそういうご指摘がございましたけれども、確かにジュニア育成、これからの競技人口、アスリートをふやすためにも必要だと思っておりますが、これがもし耐震工事と新体育館が同時に行われた場合、どこも貸す場所がないということも考えていただいて、新体育館をつくったときには、そちらの方の利用をぜひご理解いただいて、お願いしたいというふうに思っています。

確かに9カ月、長いと思いますが、ぜひ、ご協力の方をお願いしたいなと思っております。

委員 今の発言は何か、最悪の事態を引き合いにだして、それよりもまし、と言っているような答弁で、あり得ない話ですよ。耐震工事と新しい工事を同時にやるなんてことは、あり得ない話なのでね。

事務局 今、説明したとおりの、基本的には工事の期間については、こういう形をベースに考えていきますが、今後、建設の補強工事に当たっては、今、委員さんがおっしゃった部分もございまして、なるべくその辺も配慮しながら極力ご希望に沿うような形も、一部検討はしたいと思っておきます。

ただ、約束は今ではできませんが、そういう形も念頭に置いて今後、工事については考えていきたいと思っております。

委員 一応、今の事務局の言葉を信じて、しっかり記憶に耳に入れておきますので、その話はそれまでとしまして、もう一つ、2つ目は、今、事務局から言われたように、新しい体育館の方には、本来は個人利用ということをベースにしていたはずですが、こちらの人たちは、そのままその期間は保障していただけるのですね。

事務局 その辺は、当然そういうジュニア育成という部分も含めまして、スムーズに皆さんが使っていただくように配慮はしたいと思っています。

委員 配慮はするといって、決めはないと。

事務局 実は、新体育館の中では、当然いろいろな競技や団体も入ってくる可能性もありますから、配慮はしたいと思いますが、すべて今までのものがずっと行くということは、ここではちょっと断言できないというのでしょうか、約束はちょっとお許しいただきたいなと思っておりますが、配慮はもちろんさせていただきますから、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員 入ったはいいいけれど、どんな工事かわかりませんし、耐震補強をどんなことをするかわかりませんが、そういう建築技術も進んでいて、住みながら住宅を改築できるような時代でございまして、しかもその体育館を全部一遍に改修するわけではないと思うので、事務局がおっしゃるように安全第一でそれはいないにこしたことはないのですけれども、使いながらでもできないのか、業者に確認するとかですね。

これは、全く使わないと9カ月でやるけれども、使いながらやると倍かかりますよとか、そういう何か利用者が納得するような、もう少し込み入った話をさせていただくといいと思うのですけれども。できるだけ使いながらでも改修工事ができないか、あるいは耐震補強ができないか。

高速道路なんかを見ている、走りながら下を鉄のベルトを巻いているだけですから、あれは補強工事だけで済んでいますけれども、体育館の補強・耐震がどういうことをされるかわかりませんが、相当技術は進んでいるのではないかなと思うわけですから。

事務局 今、委員さんがおっしゃられたように、確かにそういった形での工事も想定して、ただ、耐震補強だけが今回の目的ではなくて、大規模改修という部分もございまして、相当部分をいじる可能性もあるわけですし、例えば耐震補強の場合は、屋根を全部取っ払ってつけ加えるという大規模なものになりますので、そういったことを考えますと、やはりその一定の期

間は極力入らない形の方が、私は安全なのかなと。

ただ、以前お話しした中では、そういったものにも配慮しながら、併用して使っていくというお話もあったみたいなので、それについては十分、私どもの方で検討・研究して、なるべくそういう支障がないような形ができればベストだと思って、今後考えさせていただきます。

委員 屋根を取りかえるほどの大規模改修とは思いませんでしたので。それだったら、当然もう使えませんから。

委員 でも、屋根を9カ月やっているわけではないわけだね。屋根に9カ月かけていたら大変なことになるので、ある一定期間は当然屋根だったらとまると思いますよ。それが全部9カ月屋根にかけているかということ、そんな話はないわけだね。多分、利用者側からも、今度は逆に不便だという訴えが多分いくと思いますよ。来ると思いますよ。こういう場合はね。

事務局 近隣都市の相模原もここで総合体育館の改修工事をしていまして、そこは丸一年間全く使えないという状況で、やはり耐震補強と改修工事をやるという、そういった状況も聞いております。ただ、内容については、多分私どもの方とは大分違うかもしれませんが、そういう施設もございますので、恐らく相模原市さんの場合も安全第一ということを考えて、そういう形をとっているかと思えます。私の方としても、なるべくそういったことは配慮しながらも、利用者の利便も考えながら並行してやっていきたいというふうに考えております。

委員 確かに、1年とめてやったというのは聞いていますけれど、まちの状況というか、体育館の数とか、あそこでどのくらい遠くあるのか、どのくらいの距離にあるとか、事情が相模原と八王子は違いますからね。体育館そのものの工事だけを話しすればそうかもしれないけれど、全体的に見た場合に、その利用者がすぐそこで便宜がはかれる体育館があったら、そうなったかもしれないし、それは理由にならないと思いますよ。

ただ、私は今、理解できていますから、ただ、使う人たちの立場になった場合には、よく理解できないと必ずいろんな形で、スポーツ振興課や体育館の方に、なぜだという声が、何で9カ月なんだとかという答えは必ず見えていますから。それは承知しておいて。

事務局 委員さんのおっしゃることは十分わかりますので、そこにつきましては今後、なるべくそういうご不便がかからないような形を考えつつ、安全性にも十分配慮をして、なるべく支障がないように考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

和田会長 よろしいですか。

(なしの声あり)

和田会長 ありがとうございます。

それでは、報告が終わりました。進行をします。

最後になりますが、「(3)第68回国民体育大会に向けた準備状況について」、報告をお願いいたします。

事務局 第68回国民体育大会の八王子市における準備状況についてご報告いたします。

平成20年7月9日の財団法人日本体育協会理事会において、平成25年の第68回国民体育大会の東京都での開催が内定しました。東京における国体は、昭和24年、34年に続き3

回目、54年ぶりの開催となります。

八王子市におきましても、これまでのところ、自転車以外の中央競技団体による正規視察が昨年度終了いたしました。開催に向けまして準備を進めているところでございます。今年度はデモンストレーションとしてのスポーツ行事の種目につきましても、本調査が実施されております。

本市におきましては、「ネオテニス」「インディアカ」「ターゲットバードゴルフ」「少林寺拳法」「グランドゴルフ」の5競技について希望を提出いたしました。

また、国体開催の1年前にはリハーサル大会が実施されますが、このことについても競技団体や東京都ともヒアリングを行ってまいりました。

さらにここで、宿泊の実態調査を行っているところでございます。これは、国体開催期間中、短期間に全国から3万人以上の大会関係者が東京都に参集するため、全都的に宿泊施設状況の確認や、都内全域の収容能力を把握するため、本市におきましても、保健所に確認しましたところ、約30の国体宿泊施設に該当されると思われるホテル・旅館等がございますので、現在、その調査を行っているところでございます。

国体の準備につきましては、6競技開催する本市としましては、今後、東京都や各競技団体と連携を図りながら準備を進めていく必要があります。八王子市国体準備委員会を平成21年度に設立したいと考えております。つきましては、準備委員会設立に当たりまして、その設立趣旨の起草、準備委員会委員の候補者の選定と就任要請、準備委員会設立総会の開催・運営を行う必要があります。この事前組織としまして発起人会を設立いたします。

発起人会につきましては、黒須隆一八王子市長・高木順一八王子市議会議長・澤本則男NPO法人八王子市体育協会会長・丸山正特定非営利活動法人八王子レクリエーション協会会長・田辺隆一郎八王子商工会議所会頭・田中正美八王子市副市長・岡部一邦八王子市副市長・石川和昭八王子市教育長でございます。

来年1月20日に発起人会を開催いたしまして、八王子市国体準備委員会の設立や趣意書、あるいは会則、役員・委員の選任等について議事を進めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、国体の軟式野球と高校野球の会場であります富士森公園野球場のスコアボードが、東京都の国体の補助も受けながら現在改築中でございます。電光掲示板とバックスクリーンの一体型となりまして、来年3月には完成する予定でございます。

以上、国体についての準備状況でございます。以上でございます。

和田会長　ありがとうございました。

もう、本当にすぐこの先、動き始めるというご報告でございました。

特に何かご質問ございますでしょうか。

委員　体操なのですが、今、東京工科大学の方に話をしていると言っていますけれど、このスケジュールで上手に行くと、体育館が建設間に合いそうですね。そうした場合には、新しい体育館でやるような予定はあるのですか。それとも、このまま東京工科大学の方に任せるのですか。

事務局 現在のところ、工科大学の方で準備は進めております。

新体育館については、ブレ大会に間に合いそうもない可能性が強いと思いますので、現在は工科大学ということをご想定してございます。

委員 できれば、できたところで国体があった方が一番記念になるし、東京工科大学の方にもちらっとこういう話をしていくとか、一遍に急に断るのは失礼なので、その辺の交渉は上手にしてもらえれば、八王子としては新しい体育館の中で体操競技ができるというようなことは、すばらしいのではないかと思いますけれどもね。

事務局 そこらあたりが非常に難しいことだと思っています。現在、まだ狭間のところをご存じのとおり全然手がついてございませんので、先が見えればそういう動きも考えられなくはないのですが、ちょっと今の段階でなかなか言いにくいかなというふうに思っております。

委員 これができないなんていうことだったら、私たち1年間何をしていたのだと、こういうことになります。

ほとんど民間ではできると思っていますし、役所ですから、固く言わなくてはいけないのだと思いますけれどもね。その辺の駆け引きというか、上手に話をして、正式ではないことは確かですよ。これ、最終的には市長の決断で決まるのですか。やりますと。

事務局 経過もございまして、ぜひ、工科大でお引き受けいただきたいということで、私どもも。東京工科大もなかなか大変な、学生が使ったりとかそういう中で、その期間時間を割いてくれたということもございまして、市の方で新しい体育館ができるからというのをにおわせながら、5年後に移すというのも、まあちょっと信義則に反するかなというような気もしますので、今、もなかなか難しい答弁をしたのですけれど、基本的には東京工科大さんの方で実施をしたいと。

また、工科大さんも、受けていただいた以上、責任を持って対応するというようなことも、向こうの事務局の方も何回もおっしゃっていますので、都議会議員の視察等も済んでいます。そういうことからすれば、現状の中では工科大でやりたいという方針は変わっておりません。

委員 東京都の体育協会から、現在ある体育館の方へ特別場所を貸してくださいというような要望がことし来ていますよね、たしか。国体を行うのだから、その地元で競技大会を開きたいということで、体育館の方には国体を一応表向きにした貸出ということで、会場を押さえているはずですけどね。

事務局 それは、……会場として。

委員 ええ。国体ということをお題目に。だから、貸してくださいと。要するに、八王子市民でない人たちも来るよと。八王子市民が大変苦労しているところへ、そういう国体という理由のもとに、あそこを貸しているわけですよ。そうすると、今の考え方だと、あの体育館には関係ないということですね。東京工科大学でやるわけですからね。だから、その理由にはならないということですね、貸し出しのときに。

これは、余り関係ないというか、関係あるような話で、国体関係で東京都の体育協会からそういう話が出てくるはずですけどね。

今のような、今の体育館でやるんだよということだったら、ほかの市民たちもこれはしようがないなということにはなると思いますけれど、今言った話では、大学でやるのだから、どこでやろうと、練習なんか八王子でやらなくたっていいわけでしょう。場所はどこでもいいわけですよ。

事務局 東京国体ということで、これは各市町村のレベルの、要するに多摩地域としても協力していくという中では、やはり八王子市も当然その構成団体でございます。体操については、八王子市内の工科大学でやるということにはなりますけれども、当然それについては市の方もある程度、それについての協力体制という形をとるのであれば、練習ということであったとしても、やはりそれはある程度、協力していくべきで、そういう形での練習会場の提供というふうに、私は考えてはおります。

委員 わかっていると思いますけれど、あそこの会場は飽和状態なので、一般利用の方とすると、なるべく市民優先でやっていただきたいというのが念願でしたから、ちょっとこんな質問をしたわけです。

和田会長 本当に、五十何年に一回来た大イベントですから、みんなで協力して盛り上げていきましょうという方向は同じだと思いますので、ぜひ、この審議会もいろいろな場面でそういう審議をすることになるかと思えます。それぞれまた、いろんな情報もいただいて、よろしくをお願いをしたいと思います。

委員 国体に関しては、準備委員会云々以前に、もう各団体、体協とかいろんな団体が協力しないと、私も秋田国体や大分国体に行ってきましたけれど、もう、まちじゅうこぞってやらないと、これは絶対に成功しないですね。行政だけだとか、体協だけだとかという話ではないのですね。競技団体ではなくて、いろんな町会の人たちやみんなが力を合わせないとできないということで、私たちは別に、体操が来たから邪魔だとか何とか言っているのではなくて、ちょっと話の中に入れてだけの話で。私たちは全面的に、体育協会としても、国体には協力するつもりです。

和田会長 ありがとうございます。

力強いご意見をいただきました。

それでは、以上をもちまして……。

委員 その他で一つよろしいですか。

和田会長 よろしいですよ。どうぞ。

委員 つまらないというか、些細なことなのですが、この素案を読ませていただきまして、大変うまくしているのですが、最後、資料3の図面のところの「コート」という言葉なのですが、全部「コート」なのですけれども、この武道場の関係の方はおられますけれども、柔道場もこれ「コート」というふうに表現するのでしょうか。

委員 「コート」ではないですね。

和田会長 「コート」ではないですね。

委員 本文のところを見ると、「試合場」という言葉があつて。

ここへ来ると「コート」となっているのですね。

ですから、用語の統一というか、そういう意味で専門家にお聞きして、全部「コート」では、私ちょっといかがなものかと。

スポーツ審議委員会という名前がある以上は、何もこれスポーツを知らないのではないかと  
思われても。

それと、私、バスケット関係ですが、バスケットコートはやっぱりバスケットボールという  
ふうにしていだきたいということと、それから文中は全部「バドミントン」になっていま  
すが、ここだけ「バトミントン」になっていて、これは単なるミスプリだと思いますけれど、  
その辺、ちょっとご配慮いただけたら、これはパーフェクトだと思うのですが。

和田会長 貴重なご意見、ありがとうございます。

ほかにございますか。

事務局 事務局でございますけれども、今、皆様方に駅伝の申込書が行っていると思います。

来年の2月22日なのですが、第59回駅伝競走大会を実施する予定でございます。

つきましては、12月1日号の広報で募集をかけますので、よろしくお願ひしたいと思いま  
す。

350チーム前後のチームが参加されるのではないかなと思っておりますけれども、ことし  
も事故なく無事に終了するように、事務局、頑張ってもらいますので、よろしくお願ひしたい  
と思います。

以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。

また、甲州街道、皆さんで応援をしたいと思ひます。ありがとうございます。

よろしいですか。

事務局 追加でございますけれども、この59回駅伝につきましては、オリンピックの選手を、  
オリンピックと言ひますのは、オリンピックに出た方々ですが、この方々と一緒に走ってもら  
おうという今、企画を計画してございます。例年にましてオリンピックの方が出れば、その部  
分、注目度も上がりますし、駅伝としてもおもしろい大会になるのではないかなと思ひ  
ます。

終わった後に、サイン会等のそういうものもちょっと考えていきたいなと思ひますの  
で、あわせてご報告いたします。

以上でございます。

和田会長 ありがとうございます。

本当に楽しみがまた一つふえたような気がします。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

和田会長 それでは、すべて終了いたしました。

これをもちまして、第2回スポーツ振興審議会を閉会をいたします。

ありがとうございました。

なお、小委員会の皆様は、この場にお残りいただきたいと思います。ありがとうございました。

【午後 8 時 2 7 分閉会】